

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、子育て部分休暇を拡充するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 3 第 1 項中「勤務時間の」の次に「全部または」を加える。

第 18 条の 5 第 4 項および第 18 条の 6 の 2 第 3 項中「の始めまたは終わり」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

2 青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 16 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「養育するため1日の勤務時間の」の次に「全部または」を加える。

（青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

- 3 青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「養育するため1日の勤務時間の」の次に「全部または」を加える。